

褥瘡発生予防に関する指針

社会福祉法人正晴会

特別養護老人ホームさくら

短期入所生活介護あんず

褥瘡発生予防に関する指針

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に、施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。

私達は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働の基、質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい、適切な介護を目指します。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本指針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については、委員会で対応します。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組めます。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的に実施し、職員の教育に努めます。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡対策委員会の設置

① 設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

② 褥瘡対策担当者

担当看護師

③ 褥瘡対策委員会の構成

- ア) 施設長
- イ) 生活相談員
- ウ) 看護師
- エ) 管理栄養士
- オ) 介護長
- カ) 介護職
- キ) 機能訓練指導員
- ク) 介護支援専門員
- ケ) その他

④ 褥瘡対策委員会の開催

3ヶ月に1回定期的に開催します。必要時には、随時開催します。

⑤ 褥瘡対策委員会の役割

- ア) 褥瘡発生者及び発生リスクの高い方の情報共有と対応方法の検討、褥瘡ケア計画書の作成
- イ) 施設内・外研修の計画及び参加
- ウ) 各種マニュアル、様式等の見直し追加
- エ) 適切な福祉用具等の検討及び購入

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

① リスク評価

早期の対応を行うため、以下の方法を用いて、褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出します。

◎ 評価の方法例

褥瘡発生予防のためのモニタリング

② 褥瘡発生予防及び治療の実施

別紙褥瘡（予防・発生）ケア計画に従って行い、褥瘡発生時には褥瘡経過記録表を用いてケアを行います。

5. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（施設長）

- 1) 褥瘡発生予防の総括管理
- 2) 褥瘡発生予防の取り組みと体制づくり

(嘱託医)

- 1) 定期的な診察・処置方法の指示
- 2) 協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1) 嘱託医または協力病院との連携
- 2) 嘱託医又は専門医の指示による褥瘡処置への対応
- 3) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画の作成
- 4) 褥瘡経過記録表の作成及び管理
- 5) 職員への指導

(機能訓練指導員)

- 1) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画の作成
- 2) 褥瘡ケア計画に基づく個々に応じた体位変換、ポジショニングの実施

(管理栄養士)

- 1) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画の作成
- 2) 褥瘡ケア計画に基づく状態把握と栄養管理
- 3) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
- 4) 嘱託医・看護職員等との連携
- 5) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

(介護支援専門員・生活相談員)

- 1) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画の作成
- 2) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画に伴う多職種の連携
- 3) 外部の専門機関との連携
- 4) 家族への対応

(介護職員)

- 1) 褥瘡予防のための日々の清潔保持、除圧、皮膚観察等のケア
- 2) 褥瘡予防ケア計画及び褥瘡発生ケア計画の作成
- 3) ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持の実施
- 4) 個々に応じた体位変換、ポジショニングの工夫
- 5) 褥瘡の状態観察と記録の把握
- 6) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携しスキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり、基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- ① 継続的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施
- ③ その他 必要な教育・研修の実施

8. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

附 則

平成27年3月31日より施行する。

平成30年4月1日より一部改正し、施行する。